

政令第二百九十七号

不動産登記令等の一部を改正する政令

内閣は、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十八条（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）、建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）第九条、船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三十四条第一項及び農業動産信用法（昭和八年法律第三十号）第十三条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（不動産登記令の一部改正）

第一条 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第十一号に次のように加える。

ト 所有権の保存若しくは移転の登記を申請するとき又は所有権の登記がない不動産について所有権の処分の制限の登記を嘱託するときは、次に掲げる事項

- (1) 所有権の登記名義人となる者が法人であるときは、法第七十三条の二第一項第一号に規定する特定の法人を識別するために必要な事項として法務省令で定めるもの（別表において「法人識別

事項」という。)

- (2) 所有権の登記名義人となる者が国内に住所を有しないときは、法第七十二条の二第一項第二号に規定する国内における連絡先に関する事項として法務省令で定めるもの（別表において「国内連絡先事項」という。）

別表の十三の項申請情報欄に次のように加える。

ホ 法第四十九条第一項後段の規定により併せて申請をする所有権の登記があるときは、次に掲げる事項

- (1) 所有権の登記名義人となる者が法人であるときは、法人識別事項
(2) 所有権の登記名義人となる者が国内に住所を有しないときは、国内連絡先事項

別表の二十三の項申請情報欄を次のように改める。

- イ 変更後又は更正後の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所
ロ 当該登記名義人（所有権の登記名義人に限る。）が法人であるときは、法人識別事項（法人識別事項が既に登記されているときを除く。）
ハ 変更後又は更正後の所有権の登記名義人の住所が国内にないときは、国内連絡先事項（国内連

絡先事項が既に登記されているときを除く。）

別表の二十五の項申請情報欄を次のように改める。

イ 変更後又は更正後の登記事項

ロ 所有権の更正の登記によって所有権の登記名義人となる者があるときは、次に掲げる事項

- (1) 所有権の登記名義人となる者が法人であるときは、法人識別事項
- (2) 所有権の登記名義人となる者が国内に住所を有しないときは、国内連絡先事項

(建設機械登記令の一部改正)

第二条 建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「同号へ」の下に「及びト」を加える。

(船舶登記令の一部改正)

第三条 船舶登記令（平成十七年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項中「第一項の規定による請求について」の下に「、同条第六項の規定は前二項に規定する各書面について」を加える。

第三十五条第一項及び第二項中「同号へ」の下に「及びト」を加える。

(農業用動産抵当登記令の一部改正)

第四条 農業用動産抵当登記令(平成十七年政令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「第一項の規定による請求について」の下に「、同条第六項の規定は前二項に規定する各書面について」を加える。

第十八条中「同号へ」の下に「及びト」を加える。

附 則

この政令は、民法等の一部を改正する法律(令和三年法律第二十四号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。